

## 措置費の中の重症児指導費の算出根拠

公法人立・平成7年度全国重症心身障害児施設長会議（h7、5、25～26）  
行政説明（厚生省児童家庭局障害福祉課長）から、抜粋要約。

- 1：昭和49年度予算から、医療費点数の63%が根拠。
  - ・処遇単位を1対1にするための経費として、重症児指導費を位置づけて欲しいということで、昭和48年度に財政当局と折衝した。
  - ・1対1に要する経費を算出し、重症児一人当りの単価に割戻し当時の医療費の点数と比較すると、たまたま63%であった。
- 2：医療費の大幅改訂により、医療費点数の63%の算出では、1対1を上回ることになり、算出方法を検討し直すことになった。
- 3：新算出方法の根拠。
  - ・重症児施設の基準看護は約7割が特二類で、2、5対1、この比率から算出される人数の人件費は医療費で賄う。
  - ・1対1にするためには、これ以外の人件費を重症児指導費で賄うことになり、その比率は1、7対1となる。
  - ・国は児童福祉施設の指導費の人件費は、一人年収400万円で計算している。
  - ・1、7対1となる人数の人件費を算出し、重症児一人当りの単価に割戻すと22万円代となり、平成7年度からこの額が重症児指導費となった。
- 4：従来は、2年に一度程度の医療費一部改訂に伴い、重症児指導費が上がっていたが、今後は、国家公務員の給与改訂の率にあった引き上げ方法となる。

### 5：重症児指導費の意味するもの

#### 国の措置施設の措置公費負担の比較（一人月額）

重症児施設	71万円	保育所等通所施設	5、5万円
養護施設	19万円	知的障害者施設平均	26万円
肢体不自由児施設	33、7万円		

重症児指導費のみで、22、6万円

- ・それだけに、どんどん重症児指導費増額というわけにはいかない。
- ・重症児指導費の根拠が十分に理解され、また十分に活用されているかどうかによって、傾斜配分を検討課題としたい。

（抜粋要約文責 阿部幸泰）